

提 案 理 由

議案番号	提 案 理 由
報告第 2 号	<p>〔専決処分の承認を求めることについて〕（三次市税条例の一部を改正する条例）</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）が公布されたことに伴い、関係条例である三次市税条例（平成 1 6 年三次市条例第 7 8 号）の一部を改正する必要性が生じ、専決処分したため、市議会に報告し、承認を求めるものである。</p>
報告第 3 号	<p>〔専決処分の承認を求めることについて〕（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）が公布されたことに伴い、関係条例である三次市都市計画税条例（平成 1 6 年三次市条例第 8 1 号）の一部を改正する必要性が生じ、専決処分したため、市議会に報告し、承認を求めるものである。</p>
報告第 4 号	<p>〔専決処分の承認を求めることについて〕（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）</p> <p>地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 1 3 3 号）が公布されたことに伴い、関係条例である三次市国民健康保険税条例（平成 1 6 年三次市条例第 8 2 号）の一部を改正する必要性が生じ、専決処分したため、市議会に報告し、承認を求めるものである。</p>

根 拠 法 令

議案番号	根 拠 法 令
<p>報告第 2 号 ～ 報告第 4 号</p>	<p>〔地方自治法〕（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）</p> <p>第 1 7 9 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき，第 1 1 3 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき，普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき，又は議会において議決すべき事件を議決しないときは，当該普通地方公共団体の長は，その議決すべき事件を処分することができる。ただし，第 1 6 2 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 2 5 2 条の 2 0 の 2 第 4 項の規定による第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については，この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>3 前 2 項の規定による処置については，普通地方公共団体の長は，次の会議においてこれを議会に報告し，その承認を求めなければならない。</p> <p>4 略</p>